

**企業会計基準適用指針公開草案第15号「その他の複合金融商品
(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)
に関する会計処理(案)」に対する意見**

平成18年2月27日
日本公認会計士協会

このたび公表されました標記公開草案に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1. 損益を調整する複合金融商品の処理について(第7項)

(コメント)

第7項の「損益を大きく調整する複合金融商品」について、どのようなものが「損益を大きく調整」に該当するかの判断基準を明らかにする必要がある。

(理由)

第7項では「損益を大きく調整する複合金融商品」について区分処理を要求しているが、どのような場合に「大きく」に該当するかなど、その判断基準が明確でないため実務への適用に困難を生じさせるものと考えられる。そのため、どのようなものが「損益を大きく調整」に該当するかの判断基準を明らかにする必要がある。

2. 高い信用格付けを有しなくなったときの会計処理について(第26項)

(コメント)

第26項では、高い信用格付けを有しなくなったときには、その時点の帳簿価額を新たな取得原価として第3項又は第9項を適用することとされているが、その時点で時価評価を行い、時価評価後(評価損計上後)の価額を取得原価として第3項又は第9項を適用することが妥当である。

(理由)

高い信用格付けを有しなくなったことに伴って区分処理を行う場合、デリバティブが負債計上されるのが一般的と考えられるが、その時点の帳簿価額を新たな取得原価とするのであれば、当該負債計上されたデリバティブの価額に相当する金額が組み込まれた金融資産の取得価額に含まれることになってしまい、組み込まれた金融資産の評価差損として繰り越されてしまうことになる。当該金額はもし区分処理されていれば評価差損として損益認識されていた部分であるので、これを適切に損益認識するため、同規定の適用に当たっては、時価評価後(評価損計上後)の価額を取得原価とする取扱いとすることが適切と考える。

3. 新たに高い信用格付けを有することとなったときの会計処理について（第26項）

（コメント）

第26項では、高い信用格付けを有することとなったときには、その時点から一体処理をすることとされているが、区分処理を継続することを容認すべきである。

（理由）

高い信用格付けを有することとなったとしても、取得当初に組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性を判断して区分処理を行ったものであるから、当初取得時の判断を尊重することは認められるべきであると考えられる。上述の高い信用格付けを有しなくなったときに、当該リスクの適切な表示の観点から区分処理を強制することと、高い信用格付けを有することとなったときの会計処理を同列に考える必要はないものとする。

4. その他

- (1) 「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある例」の記載について（第6項）

（コメント）

第6項また書きの「元本に及ぶ可能性が低いといえるものについても、」（3ページ最終行）は、「元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、」とすることが適当である。

（理由）

当該記述は前の段落を受けて、また書きに記載されたものについても、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性はないものとして取り扱うことができるという趣旨であると理解される。しかし、当該段落だけを読んだ場合、「（元本に及ぶ可能性が高いといえるものの他）、元本に及ぶ可能性が低いといえるものについても、」という趣旨に誤解される恐れがある。このような誤解を避け、規定の内容を明確にするために、「元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、」とすることが適当であるとする。

- (2) 「発行」という用語について（第26項）

（コメント）

第26項また書き（9ページ1行目）に「発行」という用語が用いられているが、債券に限定しない用語に変更する必要がある。

（理由）

特別目的会社が高い信用力を有する利付金融資産を裏付けにして当該特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んだ複合金融商品は、例示されている、クレジット・リンク債やシンセティック債務担保証券が代表例であると考えられるが、クレジット・リンク・ローンのように証券の形態をとらないものもあると考えられる。このような商品は証券ではないため「発行」されないが、当該規定の

対象になるものとする。この点を明らかにするため、「発行」という用語を債券に限定しない用語に変更する必要がある。

以 上